

IV 公平審查等關係

1 公平審査等関係事務の概要

(1) 分限及び懲戒に関する報告関係

任命権者は、職員に対して分限処分又は懲戒処分を行ったときは、人事統計報告規則（昭和26年大分県人事委員会規則第6号）の規定に基づき、事実の発生した都度人事委員会に報告しなければならない。

この報告を取りまとめた令和7年度中の分限処分及び懲戒処分の状況は、下表1及び下表2のとおりである。

表1 分限処分者数の状況

(令和7年度) 単位：人

処分の種類 処分事由		降給	降任	休職	免職	計
① 勤務実績が良くない場合						
② 心身の故障の場合				84		84
③ ①②のほか職に必要な適格性を欠く場合						
④ 職制・定数の改廃等により廃職・過員を生じた場合						
⑤ 刑事事件に関し起訴された場合				1		1
⑥ 条例に定める事由による場合						
計				85		85

(注) ②心身の故障の場合の休職については、前年度から継続している者を除く。また、同一職員が複数回処分に付された場合はその職員を1人として計上している。

表2 懲戒処分者数の状況

(令和7年度) 単位：人

処分の種類 処分理由		戒告	減給	停職	免職	計
一般 服務 関係	争議行為					
	秘密漏洩					
	職務専念義務違反					
	政治的行為違反					
	不承認の営利企業等の従事					
	欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等					
	公職選挙法違反					
	その他	1	1	2		4
小計		1	1	2		4
一般 係 非 行	刑法違反の非行				1	1
	金銭・異性関係の非行等					
	その他					
	小計				1	1
職 務 に 関 す る 不正	金品収賄					
	供応受領					
	横領				1	1
	その他			1		1
	小計			1	1	2

処分の種類					戒告	減給	停職	免職	計
処分理由									
道 違 交 反 法	職 務 執 行 中					1			1
	職 務 時 間 外				1		2		3
	小 計				1	1	2		4
監 督 責 任					2	1			3
合 計					4	3	5	2	14

(2) 不利益処分に関する審査請求

職員は、任命権者によって懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対してのみ審査請求をすることができる（地方公務員法第49条の2）。

人事委員会は、審査請求を受理したときは、その事案について審査を行い、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされている（地方公務員法第50条）。

令和7年度の審理状況は、下表3のとおりである。

表3 審理状況一覧

単位：件

区 分	令和6年度末 未処理件数	令和7年度 審査請求件数	令和7年度処理件数			令和7年度末 未処理件数
			取下げ	却下	判定	
知事部局	77	0	0	0	0	77
教育委員会	24,662	0	0	2,072	0	22,590
県警本部	0	0	0	0	0	0
その他の任命権者部局	0	0	0	0	0	0
計	24,739	0	0	2,072	0	22,667

(3) 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。

これは、地方公務員法によって労働協約や争議行為等の手段で自己の勤務条件の改善を図る途が制限されている職員について、適正な勤務条件を確保し、その利益を保護しようとする制度の一つである。

なお、令和7年度に当委員会が受理した事案はない。

(4) 苦情相談

平成17年度の地方公務員法の一部改正により、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の相談を受けている。

苦情の相談があった場合は、「職員からの苦情相談に関する規則（平成17年大分県人事委員会規則第5号）」に基づき、助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。

なお、令和7年度に当委員会が受理した事案は5件である。

2 職員団体関係事務の概要

(1) 管理職員等の範囲

管理職員等とは、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員をいう。

管理職員等と管理職員等以外の職員は、同一の職員団体を組織することはできない（地方公務員法第52条第3項ただし書）。

管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めることとされており（地方公務員法第52条第4項）、当委員会はその範囲を管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年大分県人事委員会規則第12号）により定めている。

管理職員等の範囲

（令和8年4月1日現在）

機関		職
議会事務局		事務局長、次長、参事監、課長、総務企画監、総務課総務管理班課長補佐・主幹（班の総括である課長補佐・主幹に限る。）
知事	本庁	部長、理事、局長、審議監、参事監、防災危機管理監、室長、課長、所長、総務企画監、人事企画監、給与厚生監、財政企画監、市町村振興監、総務調整監、参事・課長補佐・主幹・副主幹（人事、給与又は服務に関与する班の総括である参事・課長補佐・主幹・副主幹に限る。）、知事室室長補佐・主幹・副主幹・主査、行政企画課組織管理班課長補佐、法務室法務班主幹（給与又は服務についての法規審査事務を担当する主幹に限る。）、人事課課長補佐・主幹・副主幹・主査・主任・主事（人事、給与、服務若しくは定数管理についての企画に関する事務又は職員団体に関する事務を担当する課長補佐・主幹・副主幹・主査・主任・主事に限る。）、統計調査課参事、人権尊重・部落差別解消推進課参事（人事又は服務に関する事務を担当する参事に限る。）、企業立地推進課参事（人事又は服務に関する事務を担当する参事に限る。）
振興局		局長、次長（大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）第十条第一項に定める第一順位者（以下この部において「第一順位者」という。）である次長に限る。）、総務部長、所長
	公文書館	館長
	県税事務所	所長、次長（第一順位者である次長に限る。）、納税事務所長
	東京事務所	所長、次長（第一順位者である次長に限る。）
	大阪事務所	所長、次長（第一順位者である次長に限る。）
	福岡事務所	所長
	保健所	所長、副所長、次長、部長、地域福祉室長
	二豊学園	園長、次長
	こども・女性相談支援センター	センター長、副センター長、総務・女性相談部長、大分支所長、大分支所次長
	児童相談所	所長、次長
	こころとからだの相談支援センター	所長、次長
	衛生環境研究センター	所長、次長
	消費生活・男女共同参画プラザ	所長、参事・課長補佐・主幹（人事、給与又は服務に関与する班の総括である参事・課長補佐・主幹に限る。）
	動物愛護センター	所長

	食肉衛生検査所	所長、次長
	消防学校	校長
	産業科学技術センター	センター長、次長（第一順位者である次長に限る。）
	工科短期大学校	校長、副校長
	高等技術専門学校	校長
	竹工芸訓練センター	所長
	農林水産研究指導センター	センター長、次長、管理調整監、部長、グループ長、農業研究部次長、畜産研究部次長、水産研究部次長
	農業大学校	校長、次長
	家畜保健衛生所	所長
	大分県中央飛行場管理事務所	所長
	土木事務所	所長、次長（第1順位者である次長及び所長があらかじめ指定する次長に限る。）、総務課長
	ダム管理事務所	所長
教育委員会	本庁	教育次長、課長、総務企画監、教育改革推進監、教育DX企画監、人事企画監、人事管理監、採用試験・免許管理監、参事・課長補佐・主幹・副主幹（人事、給与又は服務に関与する班の総括である参事・課長補佐・主幹・副主幹に限る。）、教育改革・企画課総務・広報班課長補佐・主査（秘書事務を担当する主査に限る。）、企画管理班課長補佐・主査（教育委員会の職員の給与等に係る予算編成を担当する主査に限る。）、法務班主幹・改革企画・グローバル推進班主幹・主査・主任、教育人事課参事・課長補佐・主幹・副主幹・主査・主任・主事（人事、給与、服務若しくは定数管理についての企画に関する事務又は職員団体に関する事務を担当する参事・課長補佐・主幹・副主幹・主査・主任・主事に限る。）
	教育事務所	所長、総務課長
	遠隔教育配信センター	所長、次長
	教育センター	所長、副所長（大分県教育庁等事務決裁規程（昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号）第十一条第一項に定める第一順位者（以下この部において「第一順位者」という。）である副所長に限る。）
	図書館	館長、副館長（第一順位者である副館長に限る。）
	香々地青少年の家	所長、事業課長
	九重青少年の家	所長、事業課長
	歴史博物館	館長、総務課長
	先哲史料館	館長
	埋蔵文化財センター	所長、総務課長
	県立学校	校長、副校長、教頭、事務長、翔洋丸船長
	人事委員会事務局	事務局長、参事監、課長、参事、課長補佐、主幹、副主幹、主査
	監査委員事務局	事務局長、次長、参事監、課長、第一課総務・財援監査班参事・課長補佐・主幹（班の総括である参事・課長補佐・主幹に限る。）
	労働委員会事務局	事務局長、課長

備考 1 知事部局の部中「本庁」とは、大分県行政組織規則（昭和31年大分県規則第10号）第2条第1号に規定する機関及び同規則附則第2項に基づき設置された機関をいう。

2 知事部局の部中「職員派遣」とは、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年大分県条例第1号）第2条第1項の規定による職員の派遣をいう。

3 教育委員会の部中「本庁」とは、大分県教育委員会行政組織規則（昭和39年大分県教育委員会規則第6号）第3条に規定する本庁をいう。

(2) 職員団体の登録

職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会に登録を申請することができる（地方公務員法第53条第1項）。

この登録に関する事務は、職員団体の登録に関する条例（昭和41年大分県条例第51号）に基づき、当委員会が行っている。

この登録は、職員団体が自主的かつ民主的に組織されていることを公証する行為であり、当委員会が第三者的な中立的機関としての立場でこれを行うものである。

当委員会に登録している職員団体は、次表のとおりである。

登 録 職 員 団 体 の 状 況 （ 県 関 係 ）

登録番号	職 員 団 体 名	登 録 年月日	事 務 所 所 在 地	組 織 形 態
1	大分県高等学校教職員組合	昭41. 9. 7	大分市大字下郡字長谷496-38 大分県教育会館内	連合体
4	臼津地区高等学校教職員組合	昭41. 9. 9	臼杵市海添2521-1 臼杵高等学校内	〃
8	大分県立学校事務職員組合	昭41. 9. 12	中津市中央町1丁目6-83 中津北高等学校内	〃
11	別府地区高等学校教職員組合	昭41. 9. 12	別府市野口原3088-91 別府翔青高等学校内	〃
12	中津地区高等学校教職員組合	昭41. 9. 12	中津市大字上如水145番地3 中津東高等学校内	〃
14	大分県教育庁職員組合	昭41. 9. 12	大分市大手町3丁目2-9 自治労会館内	〃
18	佐伯地区高等学校教職員組合	昭41. 9. 13	佐伯市城下東町7番1号 佐伯鶴城高等学校内	〃
19	大分県教職員組合	昭41. 9. 13	大分市大字下郡字長谷496-38 大分県教育会館内	〃
20	自治労大分県職員労働組合	昭41. 9. 13	大分市大手町3丁目2-9 自治労会館内	単一体
22	大分県公立高等学校教職員組合	昭44. 7. 17	大分市城崎町2丁目1-5 司法ビル内	連合体
33	大分県高等学校現業職員組合	昭47. 7. 4	大分市大字下郡字長谷496-38 大分県教育会館内	単一体
36	宇高地区高等学校教職員組合	昭49. 6. 11	宇佐市安心院町折敷田64番地 安心院高等学校内	〃
45	豊肥地区高等学校教職員組合	平21. 4. 27	豊後大野市三重町大字秋葉1010 三重総合高等学校内	〃
46	国速杵地区高等学校教職員組合	平21. 6. 15	速見郡日出町大字大神1396-43 日出総合高等学校内	〃
47	久大地区高等学校教職員組合	平26. 5. 19	日田市吹上町30 日田林工高等学校内	〃
49	大分実習船組合	平29. 4. 25	福岡県北九州市門司区西海岸1-2-18	〃
50	大分東部地区高等学校教職員組合	令 5. 1. 17	大分市南鶴崎3丁目5-1 大分鶴崎高等学校内	〃
51	大分西部地区高等学校教職員組合	令 5. 1. 23	大分市花園3-3-1 大分豊府高等学校内	〃
52	大分中部地区高等学校教職員組合	令 4. 7. 6	大分市上野丘1丁目11-14 爽風館高等学校定時制内	〃
計	19 団 体			

※ 事務所所在地は、各職員団体からの届出によるもの（令和8年4月1日現在）

3 公平委員会受託関係事務の概要

公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、その事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託して処理させることができる（地方公務員法第7条第4項）。

この規定に基づき、当委員会は昭和44年4月1日から公平委員会の事務を受託している。その数は、市町村の合併に伴い減少しており、現在、県内4町村、5つの一部事務組合等となっている（令和8年4月1日現在）。

（1）不利益処分に関する審査請求

令和7年度は、受託団体の職員からの地方公務員法第49条の2の規定に基づく審査請求はなく、係属中の事案もない。

（2）勤務条件に関する措置要求

令和7年度は、受託団体の職員からの地方公務員法第46条の規定に基づく措置要求はなく、係属中の事案もない。

（3）苦情相談

令和7年度に当委員会が受理した、受託団体の職員からの地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づく苦情相談は1件である。

（4）職員団体関係事務

ア 管理職員等の範囲

受託団体の管理職員等の範囲は、大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和44年大分県人事委員会規則第14号）で定めている。

管理職員等の範囲

（令和8年4月1日現在）

地方公共団体	機関		職
姫島村	本庁	村長部局	課長、会計管理者、総務課参事、総務課長補佐、出納室長、情報センター所長
		教育委員会事務局	次長、課長
		農業委員会事務局	局長
	出先機関	診療所	所長、事務長
		姫島丸	船長
		公民館	館長
		保育所	所長
		離島センター	所長
		老人福祉施設	所長
		小学校	校長、教頭
		中学校	校長、教頭
日出町	本庁	議会事務局	局長
		監査委員事務局	局長
		町長部局	会計管理者、課長、参事、人事給与係長、財政係長又は総務課課長補佐、財政課課長補佐、総務課副主幹、総務課主査若しくは総務課主任（職員団体担当又は人事、給与、服務、組織若しくは定数について企画に関する事務を行う者に限る。）
		教育委員会事務局	課長

		農業委員会事務局	局長
	出先 機関	浄化センター	所長
		学校給食センター	所長
		図書館	館長
		小学校	校長、教頭、学校支援センター所長
		中学校	校長、教頭
九重町	本庁	議会事務局	局長
		町長部局	会計管理者、課長、室長、参事、総務課リーダー（人事担当又は財政担当リーダーに限る。）
		教育委員会事務局	課長、室長、参事
		農業委員会事務局	局長
	出先 機関	認定こども園	園長
		小学校	校長、教頭
		中学校	校長、教頭、学校支援センター所長
玖珠町	本庁	議会事務局	局長
		監査事務局	局長
		町長部局	課長、会計管理者、室長、参事、総務課総務班主幹・財政班主幹（給与、人事、財政を担当する者に限る。）
		教育委員会事務局	課長、室長、指導企画監、参事
		農業委員会事務局	局長
	出先 機関	学校給食センター	所長
		わらべの館	館長
		小学校	校長、教頭
		中学校	校長、教頭、学校支援センター所長
大分県後期高齢者医療広域連合		事務局	局長、会計管理者、次長、課長、会計室長、総務係長

イ 職員団体の登録

当委員会が登録している職員団体は、次のとおりである。

登録職員団体の状況（受託町村関係）

登録 番号	職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	事 務 所 所 在 地	組 織 形態
1 3	九重町職員労働組合	昭 44. 4. 1	玖珠郡九重町大字後野上 8-1	単一体
1 4	玖珠町職員労働組合	昭 44. 4. 1	〃 玖珠町大字帆足 268-5	〃
3 5	日出町職員労働組合	平 10. 9. 17	速見郡日出町 2974-1	〃
計	3 団 体			

4 労働基準監督機関の職権行使関係事務の概要

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法が適用され（地方公務員法第58条第3項）、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1の号別区分により、現業事業所に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業所に従事する職員については人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行行使する（地方公務員法第58条第5項）。

人事委員会の行う職権行使の内容は、労働基準法に基づくものでは、解雇予告除外認定、宿日直勤務の許可及び適用事業報告の受理であり、労働安全衛生法に基づくものでは、ボイラー等の設置届出の受理、落成検査、有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定等の業務である。

（1）事業所の区分

各事業所の号別区分については、大分労働局に協議した上で当委員会が決定している。

令和8年4月1日現在の号別区分は、次の表のとおりである。

人事委員会が職権を行行使する事業所

（令8.4.1現在）

労基法別表 号 別	業務内容	事業所名	事業 所数
12号	教育 研究調査	公文書館、衛生環境研究センター、消防学校、産業科学技術センター、工科短期大学校、高等技術専門校(3)、竹工芸訓練センター、農林水産研究指導センター農業研究部、同部水田農業グループ、同部果樹グループ、同部花きグループ、同林業研究部、同部きのこグループ、同水産研究部、同部北部水産グループ、農業大学校、遠隔教育配信センター、教育センター、くじゅうアグリ創生塾、図書館、青少年の家(2)、歴史博物館、先哲史料館、埋蔵文化財センター、高等学校(39)、盲学校、聾学校、高等支援学校、支援学校(13)、中学校(2)、警察学校	85
労基法別表第1各号に掲げる事業又は事務所に該当しない 官 公 署		議会事務局、知事部局本庁、振興局(6)、県税事務所(4)、東京事務所、大阪事務所、福岡事務所、地域福祉室(2)、消費生活・男女共同参画プラザ、食肉衛生検査所、農林水産研究指導センター、家畜保健衛生所(4)、教育庁本庁、教育事務所(6)、警察本部、警察署(15)、選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局	52
合 計			137

労働基準監督署が職権を行行使する事業所

（令8.4.1現在）

労基法別表 号 別	業務内容	事業所名	事業 所数
1号	製造・加工	企業局	1
3号	土木・建築	振興局水利耕地事務所(2)、豊肥振興局大野川上流開発事業事務所 土木事務所(12)	15
4号	旅客貨物運送	県央飛行場管理事務所	1
7号	畜産・水産	農林水産研究指導センター畜産研究部	1
13号	保健・衛生	保健所及び保健部(9)、こども・女性相談支援センター、同センター大分支所、こころとからだの相談支援センター、二豊学園、中津児童相談所、動物愛護センター、盲学校寄宿舎、聾学校寄宿舎、別府支援学校寄宿舎、県立病院	19
合 計			37

(主な報告等の提出状況)

・時間外労働・休日労働に関する協定届	18事業所 (知事部局) 63事業所 (教育委員会) 1事業所 (警察本部) 計 82事業所
・衛生管理者選任報告 (職員 50 人以上が報告対象)	49事業所 (異動・退職等によるもの)
・定期健康診断結果報告 (")	10事業所 (知事部局) 52事業所 (教育委員会) 14事業所 (警察本部) 計 76事業所
・ストレスチェック結果報告 (")	10事業所 (知事部局) 52事業所 (教育委員会) 14事業所 (警察本部) 計 76事業所

(2) 事業所実態調査の実施

各事業所の労働基準及び労働安全衛生管理の現状を把握し、その向上改善を図ることを目的に、事業所実態調査を実施している。

令和7年度は、以下の4事業所について調査し助言・指導を行った。

(令和7年度実施所属)

- 知事部局 (1事業所)
 - ・西部振興局
- 労働委員会事務局
- 教育委員会 (1事業所)
 - ・大分豊府高校
- 警察本部 (1事業所)
 - ・大分東警察署

(3) ボイラー等の事務処理及び検査

令和7年度は、設置届の受理及び落成検査はなかった。

なお、性能検査については、労働安全衛生法第41条第2項に規定する登録性能検査機関が行い、当委員会は同機関から検査結果の通知を受けている。